



東北運輸局秋田運輸支局
プレスリリース

《発表記者会：秋田県政記者会》

令和4年6月22日
国土交通省 東北運輸局 秋田運輸支局

一般貸切旅客自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止命令等を発しました。

令和3年11月2日に東北運輸局秋田運輸支局が下記の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令等を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書等の交付については、本日、当運輸支局において行いました。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：あさひ自動車 株式会社 代表取締役 佐藤 武義
(法人番号：8410001000041)
秋田市牛島西1丁目1-11

営業所：本社営業所
秋田市牛島西1丁目627番地42、56

2. 行政処分等年月日 令和4年6月13日

3. 行政処分等の概要

(1) 事業用自動車の使用停止処分

令和4年6月22日から令和4年8月25日まで(2両×65日)

(2) 文書警告

【裏面へ続く】

4. 違反の概要

(1) 運賃料金変更事前届出違反

(道路運送法第9条の2第1項)

(2) 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反

(道路運送法第27条第3項)

①運送引受書の交付義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項)

②運行記録計による記録義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)

③運転者に対する指導監督義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

以 上

《問い合わせ先》

東北運輸局 秋田運輸支局 輸送・監査部門

担当：中山、加藤

TEL：018-863-5811

(音声ガイダンス3)